

提言書

子どもの未来をつくるための
環境整備について

令和7年10月
牧之原市議会

提 言 書

子どもの未来をつくるための環境整備について

牧 之 原 市 議 会
(文教厚生委員会)

提言の背景

近年、不登校の児童・生徒が全国的に増加しており、その要因には、起立性調節障害や学業不振、家庭環境、転校に伴う適応困難など多様な事情が存在している。また社会全体においても「無理に登校させる」から「子どもにあった学びを尊重する」へと意識の変化が広がりつつある。

一方で、学校現場では教員不足や支援体制の限界が課題となり、家庭と学校の見解の違いから十分な支援に繋がらないケースも見受けられる。こうした状況について牧之原市においても同様の傾向が見られるため、本市においては「子どもの権利を尊重し、多様な学びを選択できる教育環境の整備」を進めることが急務であると考えます。

さらに、2030年に榛原地区、2033年に相良地区で新たに義務教育学校の開校が予定されている。学校統合や地域連携、学校跡地の有効活用を見据えながら、子ども一人ひとりに合った学びを保障する取組を進めることは、本市教育の未来を形づくる重要な課題である。

市議会文教厚生委員会では、令和5年12月から「子どもの未来をつくるための環境整備について」を所管事務調査事項とし、令和6年10月から「子どもの権利」及び「学びの多様化」について重点を置いて調査研究を進めてきた。

調査研究に当たっては、所管課による「不登校の現状等」についての勉強会や外部講師を招聘し「不登校とインクルーシブ教育と福祉」についての勉強会を開催したほか、「市内小中学校の校長先生」「市内小中学校のPTA会長」「榛原中学校・相良中学校の生徒会役員及び各専門委員長」との市民会議を行い、現状や課題の把握に努めてきた。その後、これらの活動で得た内容を基に先進地視察を実施し、当市における課題を解決するための具体的な方策等について知見を深めてきた。

以上を踏まえ、牧之原市の全ての子どもがその権利を尊重され、自らにあった学びを選択できる環境整備について、以下のとおり提言する。

提言内容

1 子どもの権利について

「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、当市においても子どもを権利の主体として位置づけ、全ての子どもが安心安全に成長できるよう「牧之原市子ども条例（仮称）」の制定に向けた体制づくりを行うこと。さらに、子どもの声を聴き、それをまちづくりや学校運営に反映できるような仕組み及び体制づくりに取り組むこと。

2 学びの多様化について

(1) 支援体制について

- ア 子どもが自分に合った学習方法や題材、スペース等を選択できる「学びの多様化学校（分教室等含む）」等の設置を検討し、その設置場所として学校跡地の活用も視野に入れること。
- イ 不登校児童・生徒の多様化する学びのニーズに対応できるよう、また不登校の初期段階で学校復帰ができるよう、校内教育支援センターを全校に設置するとともに、教育支援センター「フルール」については各中学校区への増設を検討すること。
- ウ 学校と民間事業者（フリースクール等）が連携し、子どもにとって通いやすい柔軟な学びの場の提供に努めること。
- エ 学校だけでなく、教育・福祉・保健にかかる各部署が連携し、不登校児童・生徒、また保護者に対する一体的な支援ができる体制を構築すること。
- オ 不登校児童・生徒への対応にあたっては、「子どもにとって最適な学びの場はどこか」を第一に考え、社会的自立に重点を置いた支援を行うとともに、不登校が問題であるという固定観念を払拭するため、市民への啓発活動を通じて意識改革を進めること。

(2) 新たな義務教育学校について

- ア 今後開校が予定されている新たな義務教育学校は、子ども主体の「未来の教育」を見据えた先導的な取組とすること。その際、「不登校児童・生徒への対応」「多様な学びの保障」といった観点から学校施設内に「別室登校」や「個別支援のための空間」を設けること。
- イ 子どもの社会的スキルを育成するソーシャルスキルトレーニングを導入し、コミュニケーション能力を高める教育を推進すること。子どもたちが人との関わりに自信を持ち、安心して学校生活を送れる

よう支援すること。